

ごみ搬入量の推移はどうなっているの？

単位：トン

	平成28年度	平成29年度	平成30年度 (各年度4月～2月まで)
青梅市	26,874.91	26,617.14	26,500.94
福生市	11,100.79	10,834.66	10,881.23
羽村市	11,028.14	10,818.74	10,894.41
瑞穂町	8,257.55	8,294.48	8,224.98
構成市町計	57,261.39	56,565.02	56,501.56
構成市町外	1,452.41	0.00	0.00
合計	58,713.80	56,565.02	56,501.56

公害防止協定に基づき、ごみ焼却に伴う排出ガスの測定結果などを公開します！

※ 環境データの詳細は公式サイトで公表しています。

平成30年4月から平成31年2月末までに構成市町から搬入された燃やせるごみの量は、56,501.56トンで、前年同期(56,565.02トン)と比べ63.46トン、約0.1%の減量となっており、ごみ搬入量は微減の傾向となっています。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施してきた小金井市の可燃ごみ受入れは、平成28年度末をもって終了しています。

ごみ焼却処理に伴う排出ガスの測定結果の状況は？

■ 排出ガス測定結果 下の表は、平成30年度に実施した排ガス測定の結果です。すべての項目において、法規制値ならびに公害防止協定期制値を下回っています。

項目	硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	塩化水素	水銀	ダイオキシン類	
単位	ppm	ppm	g/m ³ (N)	ppm	μg/m ³ (N)	ng-TEQ/m ³ (N)	
法規制値	(約440)	250	0.08	430	50	1	
公害防止協定期制値	30	50	0.02	25	—	0.5	
公害防止協定期制目標値	10	40	0.01	10	50	0.1	
1号炉	H30.7.13	<1	25	<0.001	7	<5.0	0.0028
	H30.8.7	<1	38	<0.001	8	<5.0	0.0022
	H30.12.18	<1	32	<0.001	9	<5.0	0.0023
	H31.1.10	<1	30	<0.001	6	<5.0	—
2号炉	H30.4.27	<1	35	<0.001	9	10	0.0077
	H30.9.6	<1	26	<0.001	7	9.4	0.0033
	H30.10.4	<1	19	<0.001	9	<5.0	0.0037
3号炉	H30.5.23	<1	20	<0.001	7	5.5	0.0030
	H30.6.14	<1	24	<0.001	6	<5.0	—
	H30.11.7	<1	28	<0.001	6	<5.0	0.0019

■ 大気環境中のダイオキシン類測定結果 単位:pg-TEQ/m³

採取場所	採取日	H28.12.8~ H28.12.9	H29.12.12~ H29.12.13	H30.12.13~ H30.12.14
環境基準値		0.6		
羽村市立羽村第三中学校		0.011	0.0074	0.019
羽村市立松林小学校		0.010	0.014	0.013
羽村市立あさひ公園		0.011	0.016	0.013
瑞穂町立瑞穂第四小学校		0.0086	0.014	0.013
瑞穂町富士見公園		0.011	0.016	0.019

左の表は、西多摩衛生組合周辺の大気環境中のダイオキシン類測定結果(12月測定分)です。測定結果は、24時間の試料採取によるもので、各地点とも環境基準値を下回っています。西多摩衛生組合は、今後も公害防止対策の充実を図り、法規制値および地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。

編集・発行 西多摩衛生組合 2019年3月発行【No.27】

(構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)

- 西多摩衛生組合環境センター
住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 3 5
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426
- フレッシュランド西多摩
住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4 2 2 5
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288



アクセス図



西多摩衛生組合
公式サイト



<http://www.nishiei.or.jp>

西多摩衛生組合

2019年3月発行
No.27

にしたまエコにゆうす

西多摩衛生組合では、「フレッシュランド西多摩」の防災拠点としての機能強化を進めています

当組合と青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町(構成市町)は、フレッシュランド西多摩を災害時の二次的避難所に指定する協定を結んでいます。これに伴い、フレッシュランド西多摩に太陽光発電・蓄電システム、防災倉庫および非常用マンホールトイレを整備するなど、施設の防災機能を高めるための取り組みを進めています。

このような組合の取り組みを地域の皆さまと情報共有するため、1月21日(月)に羽村・瑞穂両協議会役員の方々と合同で、防災設備および強靱化対策の実施状況等を確認しました。災害による大規模停電を想定し、夜間に施設を一時的に全停電させ、蓄電池による照明点灯の状態や非常用街路灯の設置状況などを直接ご覧いただき、当組合の災害対策の取り組みを紹介しました。また、組合職員と協議会役員の方々が連携し、マンホールトイレや避難所用クイックパーテーションの設置訓練を行いました。

参加された役員の方々からは、周辺地域にこのような防災拠点が整備されていると災害時も心強いといった意見や、蓄電池による照明点灯が想像していたより明るいので夜間も安心できるなどの感想をいただきました。今回の訓練・確認作業を実施することで、説明責任の重要性を改めて認識するとともに、自助共助の大切さを近隣住民の皆さまと相互に確認することができました。

設置訓練のマンホールトイレ



停電時の発電・蓄電システムをはじめとする組合の災害対策取り組み状況についての説明を熱心に聞く羽村・瑞穂両協議会役員の方々の様子 →



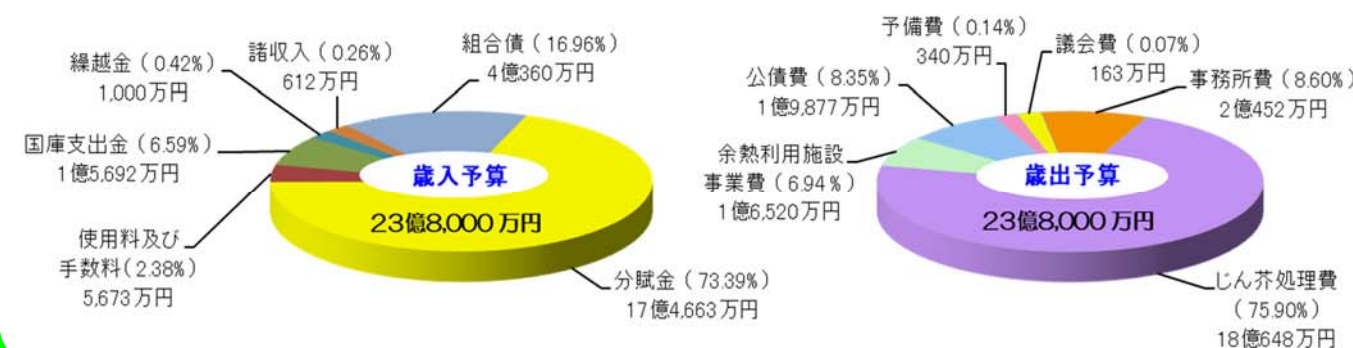
防災用備品の設置・整備状況と今後の予定

平成30年度にはリヤカーのほか、避難所開設時における生活環境の整備に必要な防災用品を確保するため、冬期の避難所での体温調節などに役立つ毛布および赤ちゃんのおむつ替え、更衣室などといった避難所でのプライバシーの確保として、様々な用途に活用できるクイックパーテーションを整備しました。

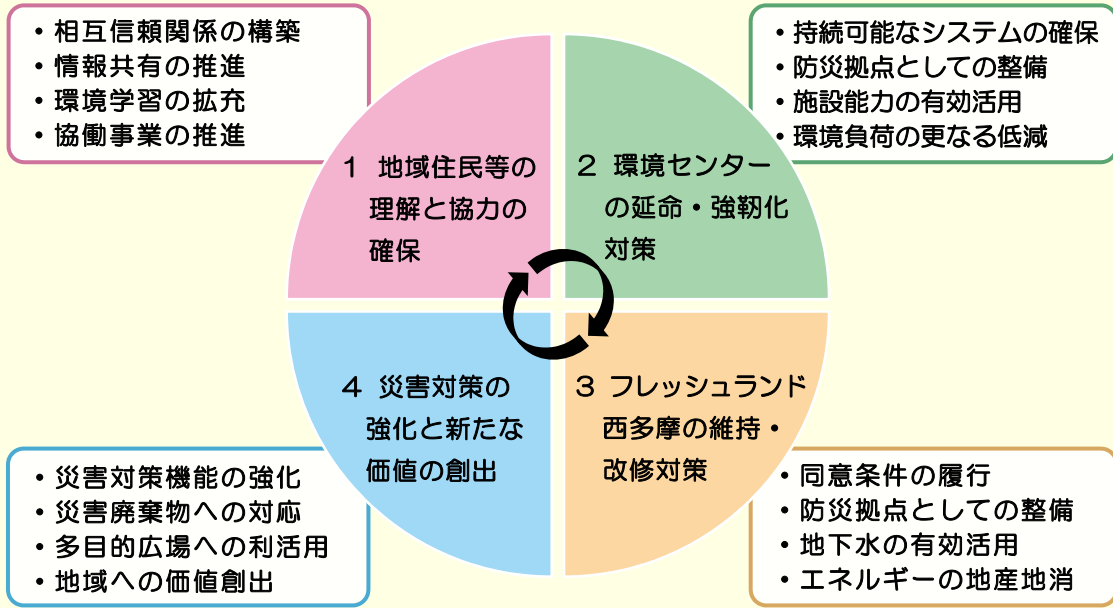
平成31年度には携帯用折りたたみ担架、防災用テントや防災用かまどベンチの設置など、更なる防災設備の拡充を図り、フレッシュランド西多摩の防災拠点化を進めていきます。

平成31年度当初予算の概要

- グラフの予算額は、平成31年2月議会定例会において可決された平成31年度当初予算です。
- 歳入予算額の約73%は組合を構成する3市1町が負担している分賦金です。
- 歳出予算額の約76%はごみ処理のためのじん芥処理費です。歳出予算額は、前年度比で24.2%、4億6,400万円の増額となっており、主な理由は、じん芥処理費において、環境センターの基幹的設備改良工事や各種更新工事に要する経費を計上したことによるものです。



4つの活動方針を骨子とする「組合運営の方向性」



1 地域住民等の理解と協力の確保

組合の運営にあたっては、施設立地である周辺地域住民の信頼を確保し、理解と協力を得ることが基盤となることから、清掃工場の基本的役割（生活環境の保全、公衆衛生の向上）だけでなく、新たな社会的役割（防災拠点・エネルギー回収等）についても説明責任を果たし、「迷惑施設」からの脱却を目指していきます。

環境センターの延命化や、強靱化の必要性、環境対策、施設運営に対する周辺地域住民の理解が得られるよう、組合情報の提供・共有に努めるとともに、地域社会との協働への取り組みとして、施設見学会・環境教育・環境学習などの機会の充実および周辺住民との連携事業の展開を図り、地域住民等の理解と協力の確保に取り組んでいきます。

2 環境センターの延命・強靱化対策

国の新たな廃棄物処理施設整備計画に基づく資源循環の推進、エネルギーの利活用、防災拠点としての廃棄物処理システムの強靱化を図るほか、施設能力（余剰能力）の有効活用による効率的な施設運営の実現も視野に入れ、長寿命化計画に基づく維持管理を行い、機能回復を図りながら廃棄物の適正処理に努めていきます。

施設設備の改修にあたっては、有害物質に起因する環境負荷の低減、温室効果ガスの削減はもとより、エネルギー回収効率の向上、自立稼働の促進、災害対策への強化を図り、「近くにおいて良かった清掃工場」の実現に努めていきます。

3 フレッシュランド西多摩の維持・改修対策

地元還元施設は、環境センター建設時における周辺住民との同意条件に基づき設置・運営していることから、現在地（羽村・瑞穂地域）で3市1町による廃棄物処理を継続する上で、適切な設備改修を行いながら施設運営を維持し、周辺住民の福祉の増進に努めていきます。

施設設備の改修にあたっては、ハード・ソフト両面の充実を図るとともに、避難所としての防災機能の強化に加え、運用体制の整備も行っていきます。

また、災害時にも水利を確保できる地下水（温泉・井水）の活用や、環境センターからの電力供給の実現性等を検討し、災害対策やエネルギー対策（地産地消）を推進していきます。

4 災害対策の強化と新たな価値の創出

廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高め、災害に対する強靱性を確保するとともに地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設とするため、広域的な廃棄物行政の推進に伴い、組合および構成市町が果たすべき社会的役割を連携して実行していきます。

防災拠点機能を強化する災害廃棄物の仮置場用地（ストックヤード）や、住民との連携事業を促進する共同農園・環境学習等用地の取得・整備を検討し、環境センターおよびフレッシュランド西多摩全体で、地域の防災拠点・活動拠点となる多面的な環境整備を図り、新たな社会的役割を果たしていきます。

なお、仮置場用地については、平時でのコミュニティ広場としての利活用を検討していきます。

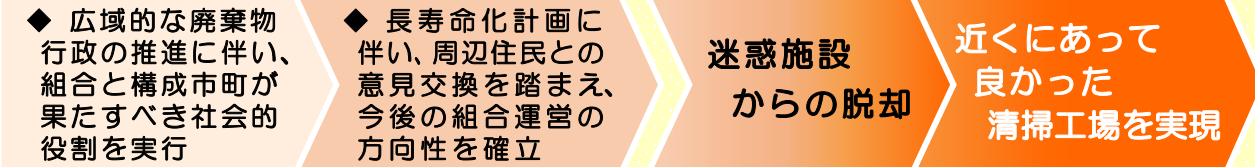
■ 今後の組合運営の方向性に関する検討結果

今後の組合運営の方向性は、「1 地域住民等の理解と協力の確保」、「2 環境センターの延命・強靱化対策」、「3 フレッシュランド西多摩の維持・改修対策」、「4 災害対策の強化と新たな価値の創出」の4つの活動方針を骨子とするものです。

当組合は、今後、この4つの方向性に基づく事業計画をもとに、より具体的な事務事業を立案のうえ、継続的な取り組みを実施し、清掃工場に求められる、新たな社会的役割を適切に果たしていくことで、住民の皆さまの安心と安全を維持する必要不可欠な公的施設として、「迷惑施設」からの脱却を図り、「近くにおいて良かった清掃工場」を実現していきます。



計画目標



■ 「組合運営の方向性」検討にあたっての背景・課題は？

当組合では、平成24年度に策定した環境センター長寿命化計画に基づき、今後20年間にわたり、現在地（羽村市・瑞穂町地域）で3市1町による継続的な可燃ごみの広域処理を計画しています。このことから、新たな清掃工場を建設する際と同様に、社会情勢の変化を踏まえた組合運営の方向性を確立し、周辺地域住民の皆さまの理解と協力を得られるような施設整備等に取り組む必要があります。

各地方公共団体においては、今後、人口減少・少子高齢の進行により、社会経済情勢が変化していく中、社会的に必要性が認められるインフラについては、更新等の機会を捉えて質的向上や複合化・集約化を図るなど、戦略的な取り組みを推進することが求められています。また、国が示す廃棄物処理施設に関する環境政策や、新たな廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）においては、地域特性に応じて廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点と位置付け、資源循環、低炭素化、災害対策を含む施設の強靱化の同時達成を図り、将来にわたる持続可能な社会づくりを推進しています。

■ これまでの経過は？

当組合では、国が示した廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）を参考に、「近くにおいて良かった清掃工場」を目標に掲げ、平成26年度に「環境センター長寿命化計画に伴う今後の組合運営の方向性（案）」を作成しました。そして、社会情勢と組合を取り巻く状況の変化等を踏まえた組合運営の方向性を確立するため、4年間にわたり、羽村・瑞穂両協議会と意見交換を重ねてきました。

平成29年12月には、羽村・瑞穂両協議会から、環境センターの施設を延命化することについて、一定の理解を得る中で、環境センターの施設の強靱化や防災拠点化などの周辺環境整備の計画について、できるだけ早期の実現を望む要望書が提出されています。

このことから、平成31年2月に、構成市町の了承のもと、組合と構成市町が果たすべき社会的役割を踏まえた「今後の組合運営の方向性に関する検討結果及び事業計画」を策定しました。

公害防止協定「20年ぶり」の見直しへ

当組合は、平成10年に竣工した環境センターの供用開始に合わせ、周辺住民で組織する羽村・瑞穂両協議会と公害防止協定を締結しました。この協定では、協議会からの意見を反映し、法規制より厳しい自主規制などを定めることで、周辺住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしてきました。

組合では、組合運営の方向性に示した「環境負荷の更なる低減」を目指すため、現行の公害防止協定の見直しについて、羽村・瑞穂両協議会と協議を開始しています。

現在、これまでにいただいた意見などを取り入れた改定(案)を作成し、羽村・瑞穂両協議会の役員を対象とした説明会を3月7日に開催するなど、来年度の見直しに向けた事務が進んでいます。

なお、改定(案)の主な内容は、環境センターの維持管理に伴う環境対策の一環として、排ガス中のダイオキシン類の自主規制値を0.05ng-TEQ/m³N（現行の10分の1）とするとともに、排ガスの測定回数も年12回（現行の倍数）とするなど、さらに厳しい自主規制値を設定するものです。